

平成20年6月11日

株 主 各 位

愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
V Tホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 橋 一 穂

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後6時までにご到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県東海市中央町四丁目2番地
東海市立商工センター 4階大会議室
(昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件
- 第3号議案 当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
- 第4号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.vt-holdings.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループをとりまく経済環境は、世界的に原油価格や原材料価格が高値で推移するなか、米国景気はサブプライム住宅ローン問題を背景に景気減速の度合いが強まり、欧州においては、個人消費が停滞するなど、景気回復は緩やかになりました。一方、アジア経済は、中国やインドを中心に総じて高い成長が続きましたが、国内においては、設備投資や個人消費が横ばいとなるなど、景気減速感もみられるようになりました。

こうした状況のもと、国内の新車販売台数が前年割れとなる厳しい環境のなかで、当社グループは「新車販売に左右されない企業体質」をテーマに、更なる事業規模拡大に向けての強固な企業体質づくりと業績向上に努めた結果、当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業における自動車販売台数は68,843台と、前年同期に比べ5,219台(8.2%)増加いたしました。また、自動車販売関連事業以外のその他事業も概ね好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高は1,079億76百万円(前年同期比10.5%増)、営業利益は33億70百万円(前年同期比19.5%増)、経常利益は30億59百万円(前年同期比7.7%増)、当期純利益は11億61百万円(前年同期は7億19百万円の当期純損失)となりました。

(2) 事業の種類別セグメントの業績概況

[自動車販売関連事業]

新車部門では、ホンダ車の販売台数が5,067台(前年同期比5.2%減)と減少しましたが、M&Aにより新たに子会社化した日産系ディーラーの販売台数が通期フルに寄与したことにより、日産車の販売台数が21,094台(前年同期比6.3%増)となり、当社グループの新車販売台数は26,714台(前年同期比3.6%増)と順調に推移いたしました。

中古車部門では、輸出用船舶が逼迫したため輸出台数は7,414台(前年同期比4.1%増)と伸び悩みましたが、国内販売台数が増加し、当社グループの中古車販売台数は42,129台(前年同期比11.3%増)と大幅に販売台数を伸ばすことができました。

また、新車、中古車部門ともに台当たり利益率の改善に努めました。

レンタカー部門では営業拠点網の全国展開に向け、直営・フランチャイズの両面で新店舗を出店した結果、増収増益を果たしました。

以上の結果、売上高は1,049億10百万円（前年同期比10.9%増）、営業利益は34億17百万円（前年同期比14.7%増）となりました。

[住宅関連事業]

当社グループの提案する「建築家と建てる家」の市場での認知度が高まり、受注棟数・竣工棟数ともに堅調に推移し、増収増益を果たしました。

以上の結果、売上高は20億42百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は82百万円（前年同期は23百万円の営業損失）となりました。

[不動産賃貸事業]

一部テナントの入退去がありましたが、既存賃貸物件の稼働は概ね堅調に推移した結果、売上高は3億21百万円（前年同期比8.4%増）、営業利益は1億61百万円（前年同期比2.1%増）となりました。

[投資関連事業]

ベンチャーキャピタル事業として未公開企業に対して長期的な投資を行うと同時に社外取締役役に就任する等、投資先企業の成長をサポートする業務や経営コンサルティング業務を行っております。

当連結会計年度は、平成18年7月に子会社化したディーラー2社向けの経営コンサルティング収入が無くなったため、売上高は18百万円（前年同期比44.8%減）と減少し、経費の圧縮に努めましたが営業損失は41百万円（前年同期は99百万円の営業損失）となりました。

[環境関連事業]

今後社会的なニーズが高まるであろうことから、環境関連ビジネスとして省電力装置の製造販売を行っております。

当連結会計年度は、主にイギリス、ブラジル、タイ、シンガポール、南アフリカ共和国等の地域における商談を推進し、国内外の製造販売体制構築に注力した結果、前期に続き営業黒字を確保することができました。

以上の結果、売上高は6億83百万円（前年同期比9.4%減）、営業利益は44百万円（前年同期比32.3%増）となりました。

(3) 設備投資等及び資金調達状況

当連結会計年度における設備投資額は、51億14百万円であります。

これは主に、自動車販売関連事業における試乗車の取得（24億28百万円）、店舗の新築及び改修（3億95百万円）、不動産賃貸事業における賃貸物件の取得（14億85百万円）によるものであります。また、これらの資金調達につきましては、全額銀行借入によっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは積極的なM&A戦略により自動車販売関連事業を中心として事業拡大を果たしてまいりましたが、銀行借入が増加傾向であることから、「基盤収益の強化」「財務体質の強化」に取り組んでおります。具体的な内容は以下のとおりであります。

① 基盤収益の強化

自動車販売関連事業につきましては、国内では新車販売が伸びない環境のなか、新車部門以外の中古車、サービス部門の収益性を高めることで収益の確保を図り、また、中古車輸出では新たに左ハンドル地域への営業体制を強化し、販売地域の拡大と商品の付加価値を高めることで収益拡大を図ってまいります。レンタカー部門では独自ブランド営業体制に移行後、直営・フランチャイズの両面で営業拠点網を拡大し、一層の収益向上を目指してまいります。

住宅関連事業につきましては、仕入原価・経費等の見直し、取扱商品の拡大等により収益力を強化してまいります。

環境関連事業につきましては、国内外の製造販売体制構築に注力し2期連続で営業黒字を確保することができ、経営基盤の安定化に向けて鋭意努力しております。また、他社との業務提携、資本提携などもさらに積極的に推進してまいります。

② 財務体質の強化

平成19年3月には第三者割当増資を行い、自己資本の充実を図ってまいりましたが、今後につきましては市場環境を見ながら当社の資本増強を検討してまいります。

また、当社グループは事業収益によるキャッシュの増大をテーマとし、将来にわたりより多くのキャッシュを生み出す事業の育成に取り組んでおります。このため、M&A等による事業成長投資につきましても事業の黒字化を経営の最優先課題としております。今後は既存事業の収益によるキャッシュの増加と事業成長投資によるキャッシュの減少を総合的に勘案し、資本市場での資金調達も含め、バランスのとれたキャッシュ・フロー戦略を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第 23 期 (平成17年3月期)	第 24 期 (平成18年3月期)	第 25 期 (平成19年3月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (平成20年3月期)
売 上 高(百万円)	36,710	48,524	97,735	107,976
経 常 利 益(百万円)	1,314	1,837	2,841	3,059
当 期 純 利 益 △は当期純損失(百万円)	1,797	517	△719	1,161
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 △は1株当たり当期純損失(円)	59.19	18.84	△22.45	34.02
総 資 産(百万円)	32,980	48,442	67,377	67,699
純 資 産(百万円)	7,586	8,760	10,687	10,762

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 第23期において、平成16年11月17日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。
3. 第24期につきましては、売上高及び経常利益は長野日産自動車株式会社をはじめとする連結子会社の増加により増加しましたが、特別損失として多額の貸倒引当金繰入額を計上したため、当期純利益は減少しております。
4. 第24期につきましては、決算の修正を行っており、当期純利益及び純資産が100百万円減少いたしました。
5. 第25期において、平成19年3月28日付で第三者割当増資を行っております。
6. 第25期の状況につきましては、売上高及び経常利益は静岡日産自動車株式会社、三河日産自動車株式会社をはじめとする連結子会社の増加により増加いたしましたが、特別損失として固定資産の減損を計上したため、当期純損失は増加しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ホンダカーズ東海	90,000千円	100.00 %	自動車の販売・修理
長野日産自動車株式会社	37,500	100.00 (100.00)	自動車の販売・修理
静岡日産自動車株式会社	1,040,000	100.00 (100.00)	自動車の販売・修理
三河日産自動車株式会社	500,000	100.00 (100.00)	自動車の販売・修理
株式会社フォードドライブ中部	80,000	96.25	自動車の販売・修理
エルシーアイ株式会社	15,250	100.00	自動車の販売・修理
VTインターナショナル株式会社	190,000	100.00	自動車の販売・修理
株式会社トラスト	1,349,000	75.48 (5.42)	自動車の輸出
J-netレンタリース株式会社	60,000	99.45 (17.34)	自動車賃貸
株式会社アーキッシュギャラリー	329,000	100.00 (100.00)	住宅販売
HDアセットマネジメント株式会社	473,920	99.99 (99.99)	有価証券投資
株式会社VTキャピタル	350,000	100.00	有価証券投資及び投資先サポート
アイコーエポック株式会社	250,000	100.00	電力制御機器装置の設計、開発、製造及び販売
(子会社 他14社)			

- (注) 1. 上記議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
2. PZ5号投資事業組合は、平成19年4月27日清算により消滅しております。
 3. VT4号投資事業組合は、平成19年7月28日清算により消滅しております。
 4. PZ16号投資事業組合は、平成20年3月31日清算により消滅しております。
 5. 重要な子会社の増加はありません。

② 企業結合の成果

連結子会社は上記の13社のほか10社あり、持分法適用会社は3社あります。当期の連結売上高は1,079億76百万円（前年同期比10.5%増）、また連結経常利益は30億59百万円（前年同期比7.7%増）、連結当期純利益は11億61百万円（前年同期は7億19百万円の当期純損失）となりました。

(7) 主要な事業内容

自動車販売関連事業

ディーラー事業は、ホンダ系ディーラー1社、日産系ディーラー3社、輸入車ディーラー2社及び輸入車インポーター1社からなり、主に新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。また、自動車販売に関連する事業としてレンタカー事業及び自動車の輸出事業を行っております。

以上の自動車販売関連事業は新車部門、中古車部門、サービス部門、レンタカー部門、輸出部門の各部門で構成されております。

住宅関連事業

一戸建て住宅の販売、建築請負等を行っております。

不動産賃貸事業

当社及び関係会社5社において不動産の賃貸を行っており、その一部は関係会社に貸与しております。

投資関連事業

有価証券投資、投資先企業のサポート業務及び経営コンサルティング業務等を行っております。

環境関連事業

電力制御機器装置の設計、開発、製造及び販売等を行っております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社 愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
名古屋事務所 名古屋市中区錦三丁目10番32号

② 主要子会社の事業所

株式会社ホンダカーズ東海 愛知県東海市加木屋町陀々法師14番地の40
長野日産自動車株式会社 長野県長野市川合新田3616番地1
静岡日産自動車株式会社 静岡市駿河区国吉田一丁目7番48号
三河日産自動車株式会社 愛知県安城市横山町大山田中79番地3
株式会社フォードライフ中部 名古屋市中村区名駅四丁目8番10号
エルシーアイ株式会社 東京都大田区石川町二丁目1番1号
VTインターナショナル株式会社 名古屋市中区錦三丁目10番32号
株式会社トラスト 名古屋市中区錦三丁目10番32号
J-netレンタリース株式会社 名古屋市東区東桜一丁目5番7号
株式会社アーキッシュギョーラー 名古屋市中区錦三丁目10番32号
HDアセットマネジメント株式会社 名古屋市中区錦三丁目10番32号
株式会社VTキャピタル 名古屋市中区錦三丁目10番32号
アイコーエポック株式会社 さいたま市緑区東浦和二丁目77番地2

(9) 従業員の状況

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前期末比増減数
1,954名	△46名

(注) 上記使用人数には臨時従業員349名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
18名	3名	39.8歳	3.4年

(注) 従業員数は、前期末に比べ3名増加しておりますが、これは内部管理体制の充実を図るための人員増加であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	6,371百万円
株式会社静岡銀行	4,777
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,762
株式会社十六銀行	2,941
株式会社三井住友銀行	1,500

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の借入残高の内シンジケートローンが4,680百万円含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式総数 33,918,228株（自己株式375,465株を除く。）
 (2) 株 主 数 3,318名
 (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数
(有) エ ス ア ン ド ア イ	3,100 ^{千株}
三井住友海上火災保険(株)	2,554
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,792
高 橋 一 穂	1,619
高 橋 禮 子	1,619
日 本 興 亜 損 害 保 険 (株)	1,234
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	1,234
(株) 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,234
あ い お い 損 害 保 険 (株)	1,234
高 橋 淳 子	1,132

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

なお、当事業年度における取締役会決議による自己株式の取得は250,000株で、その取得資金は29,626千円であり、決算期末における保有自己株式は375,465株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

平成16年6月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数
5,000個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式2,500,000株（新株予約権1個につき500株）
- ③ 取締役の保有する新株予約権の合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取 締 役	第1回(680円)	平成17年4月1日 ～平成21年6月30日	5,000個	3名

④ 行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社の関係会社のいずれにも在籍・在任していなければなりません。ただし、任期満了及び死亡による場合は除きます。

新株予約権者の相続人が存在する場合は、相続人を1人に限定し、当社の定める条件に従うときは新株予約権を承継し、行使することができます。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成17年6月28日開催の定時株主総会決議による新株予約権

① 新株予約権の数

925個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式92,500株（新株予約権1個につき100株）

③ 当社顧問及び従業員ならびに子会社の取締役及び従業員の保有する新株予約権の合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
当社顧問及び従業員、子会社の取締役及び従業員	第2回(776円)	平成19年8月1日 ～平成23年6月30日	925個	28名

④ 行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、または従業員のいずれの地位を有していなければなりません。ただし、当社または子会社の取締役、執行役員を任期満了により退任した場合、定年により従業員の地位を喪失した場合は除きます。

新株予約権者の相続人が存在する場合は、相続人を1人に限定し、当社の定める条件に従うときは新株予約権を承継し、行使することができます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	他の法人等の代表状況等
高橋 一穂	代表取締役社長	エルシーアイ(株)代表取締役社長 VTインターナショナル(株)代表取締役社長
伊藤 誠英	常務取締役(経営戦略本部長)	(株)トラス代表取締役社長 (株)VTキャピタル代表取締役社長
山内 一郎	取締役(管理部長)	J-netレンタリース(株)代表取締役社長
加藤 和彦	取締役	静岡日産自動車(株)代表取締役社長
堀 直樹	取締役(コンプライアンス推進部長)	(株)ヤマシナ代表取締役社長
工藤 吉之助	常勤監査役	
東谷 栄治	常勤監査役	
柴田 和範	監査役	公認会計士、税理士
鹿倉 祐一	監査役	弁護士

- (注) 1. 監査役柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は、社外監査役であります。
 2. 取締役山内一郎氏及び監査役鹿倉祐一氏は平成19年6月28日開催の第25期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
 3. 監査役立岡 亘氏は平成19年6月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。
 4. 監査役柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	5名	89百万円
監査役	2	12
社外監査役	3	4
合計	9	106

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第24期定時株主総会において年額180百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成9年1月20日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
 4. 支給人員の中には、平成19年6月28日に辞任した社外監査役1名を含んでおります。
 5. 退職慰労金は、月俸と在任期間(再任の場合は通算します。)を基準に金額を決定し、退任時に支給します。上記金額は退職慰労引当金1百万(取締役2名、監査役3名)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 柴田和範

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

静岡日産自動車株式会社、株式会社トラスの社外監査役であります。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会の開催は26回で、出席率は76%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会の開催は11回で、出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

② 監査役 鹿倉祐一

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社トラスの社外監査役であります。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役会の開催は26回で、出席率は60%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

b. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役会の開催は11回で、出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 社外役員の報酬等の総額

人数は2名で、3百万円であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人
監査法人東海会計社

(注) 当社の会計監査人でありました新日本監査法人は平成19年6月28日で退任いたしました。また、平成19年6月28日開催の定時株主総会で会計監査人として監査法人東海会計社が選任され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当社の会計監査人としての報酬等の額

新日本監査法人 9,490千円
監査法人東海会計社 13,261千円

イ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

新日本監査法人 12,540千円
監査法人東海会計社 30,511千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の都合の場合のほか、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意により監査役会が解任いたします。

なお、解任後最初に開催される株主総会において解任理由等を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

ア. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全職員による法令・定款の遵守を徹底するため、当社の取締役コンプライアンス推進部長（以下、担当取締役という。）を責任者として、グループ行動規範・コンプライアンス規程等のルール整備及びグループコンプライアンス委員会（以下、委員会という。）の設置、担当部署への人員配置等の組織整備を行うとともに、内部通報制度として違反行為を発見した場合の通報窓口（コンプライアンス相談窓口）を外部法律事務所に設けました。

また、重要なコンプライアンス上の事態が発生した場合は、委員会に対して報告が行われ、委員会において対策等が審議されてグループ各社の取締役会へ報告されます。

さらに担当取締役は、委員会を通じてグループ内のコンプライアンスの実施状況を管理し、教育研修体制の構築を推進することでグループにおけるコンプライアンスの周知徹底を図っております。

イ. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役管理部長を責任者として、取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能な体制を構築します。また、職務執行情報の取扱は当社社内規程及びそれに関する管理マニュアルに従って適切に保存・管理し、取締役管理部長は必要に応じて保存・管理状況の検証と関連規程・マニュアルの見直しを実施し、その結果を取締役に報告します。

ウ. 損失の危険の管理に関する体制

内部監査室を代表取締役社長直属の部署として設置し、定期的に業務監査を行います。業務監査実施項目及び実施方法については定期的に検証を行い、実施項目・方法に遺漏なきよう確認し、必要があればその改訂を行います。また業務監査により、損失リスク（法令違反等）を内在する業務執行行為が発見された場合には、リスクの内容及び損失の程度等について直ちに取締役コンプライアンス推進部長及び担当部署に通報されます。

エ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念に基づき策定される年度計画及び中期経営計画の目標達成のために各業務執行ラインで活動することとし、経営計画が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行います。また、業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定められた事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することとし、経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布されるものとし、日常の業務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者がそれらの規程に基づき業務を遂行します。

オ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の適切な経営管理を行います。内部監査室は、子会社等における損失リスクの把握と報告に努め、またグループ会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

カ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置し、その使用人は監査役の指示に従って職務を行います。

キ. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、監査役会の同意を必要とします。

ク. 取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役への報告等に関する事項

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じ下記の項目を始めとする必要な報告・情報提供を行います。

- ① 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況に関する報告
- ② 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況に関する報告
- ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更に関する報告
- ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容に関する報告
- ⑤ 内部通報制度の運用及び通報の内容に関する報告
- ⑥ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

ケ. その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

取締役会は、監査役が取締役会及び重要な機能会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換する機会を設けます。

(2) **株式会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

(3) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社グループの配当政策は、安定的な経営基盤の確立と、株主資本比率の向上に努めるとともに、業績の伸展状況に応じて配当性向20%を意識して、株主に対する利益還元策を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,373,264	流動負債	41,802,182
現金及び預金	2,297,738	支払手形及び買掛金	16,182,312
受取手形及び売掛金	5,478,768	短期借入金	19,323,085
たな卸資産	7,034,230	未払金	625,625
繰延税金資産	628,401	未払法人税等	872,302
その他	3,010,340	賞与引当金	905,341
貸倒引当金	△76,214	その他	3,893,514
固定資産	49,321,617	固定負債	15,134,941
有形固定資産	26,521,089	長期借入金	10,750,620
建物及び構築物	7,439,026	繰延税金負債	1,130,712
機械装置及び運搬具	1,872,603	退職給付引当金	1,805,445
土地	16,881,203	役員退職慰労引当金	52,633
その他	328,255	長期未払金	422,211
無形固定資産	14,139,244	その他	973,318
のれん	13,457,188	負債合計	56,937,123
その他	682,055	(純資産の部)	
投資その他の資産	8,661,283	株主資本	8,327,813
投資有価証券	5,574,333	資本金	2,378,700
長期貸付金	712,760	資本剰余金	976,278
繰延税金資産	821,158	利益剰余金	5,073,799
差入保証金	1,244,918	自己株式	△100,964
その他	970,502	評価・換算差額等	△201,197
貸倒引当金	△662,389	その他有価証券評価差額金	△201,197
繰延資産	4,402	少数株主持分	2,635,544
開業費	4,402	純資産合計	10,762,160
資産合計	67,699,284	負債及び純資産合計	67,699,284

連結損益計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		107,976,399
売 上 原 価		88,152,927
売 上 総 利 益		19,823,472
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,453,221
営 業 利 益		3,370,250
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	59,409	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	189,165	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	220,575	469,151
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	476,638	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	303,445	780,083
経 常 利 益		3,059,318
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	119,531	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	113,927	
そ の 他 の 特 別 利 益	224,679	458,138
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	242,417	
固 定 資 産 除 却 損	375,691	
減 損 損 失	27,713	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	66,359	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	203,555	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	13,604	
そ の 他 の 特 別 損 失	347,475	1,276,818
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,240,638
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,468,047	
法 人 税 等 調 整 額	△409,029	1,059,017
少 数 株 主 利 益		20,127
当 期 純 利 益		1,161,492

連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	2,378,700	2,179,898	2,780,802	△71,338	7,268,063
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△68,325	－	△68,325
当期純利益	－	－	1,161,492	－	1,161,492
自己株式の取得	－	－	－	△29,626	△29,626
資本剰余金から利益剰余金へ振替	－	△1,203,619	1,203,619	－	－
連結除外に伴う剰余金の減少	－	－	△4,108	－	△4,108
持分法適用除外に伴う剰余金の増加	－	－	318	－	318
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△1,203,619	2,292,996	△29,626	1,059,750
平成20年3月31日残高	2,378,700	976,278	5,073,799	△100,964	8,327,813

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	104,733	74	104,807	3,315,017	10,687,888
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△68,325
当期純利益	－	－	－	－	1,161,492
自己株式の取得	－	－	－	－	△29,626
資本剰余金から利益剰余金へ振替	－	－	－	－	－
連結除外に伴う剰余金の減少	－	－	－	－	△4,108
持分法適用除外に伴う剰余金の増加	－	－	－	－	318
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△305,930	△74	△306,004	△679,472	△985,477
連結会計年度中の変動額合計	△305,930	△74	△306,004	△679,472	74,272
平成20年3月31日残高	△201,197	－	△201,197	2,635,544	10,762,160

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる事項>

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

株式会社ホンダカーズ東海、長野日産自動車株式会社、

PZモータース株式会社、静岡日産自動車株式会社、

三河日産自動車株式会社、エルシーアイ株式会社、

J-net レンタリース株式会社、株式会社トラスト、株式会社VTキャピタル、

株式会社アーキッシュギャラリー、アイコーエポック株式会社

PZ 5号投資事業組合は平成19年4月27日清算により消滅しております。

VT 4号投資事業組合は平成19年7月28日清算により消滅しております。

PZ 16号投資事業組合は平成20年3月31日清算により消滅しております。

AMANA SHIPHOLDING S.A及びTRUST AMERICAS INCORPORATEDは当連結会計年度中に解散し、清算手続き中であるため、重要性の観点から、当連結会計年度末に連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結会社の名称等

AMANA SHIPHOLDING S.A

TRUST AMERICAS INCORPORATED

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 3社

関連会社の名称

日産部品長野販売株式会社、日産部品静岡販売株式会社、株式会社ヤマシナ

株式会社シーデーエスニュースチールホームズインターナショナルは、第三者割当増資により当社グループの議決権比率が減少したため、関連会社でなくなりました。また、CDS NU-STEEL PTY LTD、NU-STEEL HOMES GROUP PTY LTDは重要性がなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アップルオートネットワーク株式会社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（アップルオートネットワーク株式会社他10社）についてはそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 投資事業有限責任組合等の持分法の適用に関する取り扱い

連結会社の投資事業有限責任組合等に対する出資のうち、出資割合が100分の20以上100分の50以下である投資事業有限責任組合等が1ファンドありますが、連結会社は当該投資事業有限責任組合等の業務執行に全く関与することができず、実質的に重要な影響を与えることができないと認められるため、当該投資事業有限責任組合等は関連会社として取扱っておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日が、連結決算日と異なる会社は4社であり (TRUST AMERICAS INCORPORATED等 決算日 12月31日)、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整をしております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

a 商品 (新車、中古車及び販売用不動産)

個別法による原価法

b 商品 (部品・用品)

主に最終仕入原価法による原価法

c 製品

総平均法による原価法

d 原材料

主に最終仕入原価法による原価法

e 仕掛品

個別法による原価法

f 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、レンタカー車両及びリース資産については、定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ97,767千円減少しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却

④ 投資その他の資産（船舶） 定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費の処理方法は支出時に全額費用処理しております。

開業費の処理方法は5年の均等償却によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

一部の連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～11年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとしております。

なお、会計基準変更時差異については、平成18年7月に連結子会社となりました静岡日産自動車株式会社は15年間で費用処理することとしております。その他の連結会社については一括償却済みであります。

④ 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社の一部の取締役から役員退職慰労金の辞退の申し出があり、前連結会計年度末に計上しておりました役員退職慰労引当金74,898千円を取り崩すとともに、当該取締役については、当連結会計年度における引当金の計上は行っておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、20年間で均等償却しております。

<表示方法の変更>

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」は当連結会計年度において重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「持分法による投資利益」は53,111千円であります。

<連結貸借対照表関係>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,681,230千円

3. 担保に供している資産

建 物 1,939,945千円

土 地 8,727,876千円

投資有価証券 16,600千円

計 10,684,421千円

以上は短期借入金6,021,000千円及び長期借入金2,356,000千円（一年以内返済予定分694,600千円を含む）の担保に供しております。

4. 保証債務

一部の連結子会社において、一般顧客及び従業員の車両購入等にかかるクレジット債務について債務保証を行っております。

一般顧客及び従業員 7,812千円

5. 財務制限条項

平成15年7月9日、平成16年3月25日、平成17年3月25日、平成17年9月28日、平成18年9月25日、平成19年3月28日締結のシンジケートローン契約（平成20年3月31日現在借入残高10,490,000千円）において、下記の財務制限条項が付されております。

（当社）

① 平成15年7月9日のシンジケートローン

借入人の中間決算期末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、平成15年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額の75パーセントを下回らないこと。

② 平成16年3月25日のシンジケートローン

借入人の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、平成15年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額の75パーセントを下回らないこと。

③ 平成17年3月25日のシンジケートローン

借入人の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、直前の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額又は平成16年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きいほうの75パーセントを下回らないこと。

④ 平成17年9月28日のシンジケートローン

借入人の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、平成17年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額の75パーセントを下回らないこと。

⑤ 平成18年9月25日のシンジケートローン

借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部（除くその他有価証券評価差額金）の金額を、平成18年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部（除くその他有価証券評価差額金）の金額（但し、平成18年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表については、資本の部（除くその他有価証券評価差額金）の金額に「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」（もしあれば）の合計金額を加えた金額）の75%の金額以上に維持すること。

（連結子会社：㈱トラスト）

平成19年3月28日のシンジケートローン

借入人は、各事業年度の末日（中間期を含まない。以下同じ。）において、単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「繰延ヘッジ損益」及び「新株予約権」（もしあれば）の合計金額を控除した金額を、平成18年3月期の末日における単体及び連結の貸借対照表における資本の部の金額から「繰延ヘッジ損益」及び「新株予約権」（もしあれば）の合計額を控除した金額の75%以上に維持すること。

6. 当社及び一部の連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行18行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額	30,700,000千円
借入実行残高	14,921,000千円
差引額	15,779,000千円

<連結損益計算書関係>

記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

<連結株主資本等変動計算書関係>

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,293,693	—	—	34,293,693

- 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	125,465	250,000	—	375,465

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 250,000株

- 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	68,325	2	平成19年 9月30日	平成19年 12月4日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	135,672	4	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

5. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

平成16年6月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権

普通株式 2,500,000株

平成17年6月28日開催の定時株主総会決議による新株予約権

普通株式 92,500株

< 1株当たり情報関係 >

1. 1株当たり純資産額	239円59銭
2. 1株当たり当期純利益	34円02銭

< 重要な後発事象関係 >

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,352,874	流動負債	14,170,239
現金及び預金	388,743	短期借入金	10,566,853
貯蔵品	456	一年以内返済予定長期借入金	3,213,000
前渡金	6,218	一年以内償還予定社債	300,000
前払費用	35,536	未払金	11,092
短期貸付金	1,373,258	未払法人税等	12,764
未収還付法人税等	99,911	未払消費税等	394
預け金	402,417	未払費用	30,356
その他	46,332	前受金	20,055
		預り金	7,221
固定資産	23,312,831	賞与引当金	7,600
有形固定資産	1,324,592	その他	900
建物	691,224	固定負債	7,994,306
車両運搬具	26,081	長期借入金	7,877,000
工具器具備品	8,063	繰延税金負債	11,557
土地	599,222	役員退職慰労引当金	3,069
無形固定資産	31,491	その他	102,679
ソフトウェア	31,176	負債合計	22,164,546
その他	314	(純資産の部)	
投資その他の資産	21,956,747	株主資本	3,599,293
投資有価証券	1,032,174	資本金	2,378,700
関係会社株式	5,910,662	資本剰余金	970,989
出資金	10	その他資本剰余金	970,989
長期貸付金	17,217,670	利益剰余金	350,568
従業員長期貸付金	1,168	利益準備金	6,832
長期前払費用	95,265	その他利益剰余金	343,735
差入保証金	450,390	繰越利益剰余金	343,735
破産更生債権等	13,604	自己株式	△100,964
その他	30,834	評価・換算差額等	△98,134
貸倒引当金	△2,795,030	その他有価証券評価差額金	△98,134
		純資産合計	3,501,159
資産合計	25,665,705	負債及び純資産合計	25,665,705

損 益 計 算 書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,307,785
売 上 原 価		136,006
売 上 総 利 益		1,171,779
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		592,567
営 業 利 益		579,211
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	173,846	
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 等 出 資 収 益	358,781	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	62,493	595,121
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	258,381	
為 替 差 損	68,312	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	26,430	353,124
経 常 利 益		821,208
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14,736	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	13,914	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 益	74,898	103,549
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	230	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	77,699	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	337,450	
そ の 他 の 特 別 損 失	30,533	445,914
税 引 前 当 期 純 利 益		478,843
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,949	
法 人 税 等 調 整 額	-	59,949
当 期 純 利 益		418,894

株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成19年3月31日残高	2,378,700	1,841,485	333,124	2,174,609	—	△1,203,619	△1,203,619
事業年度中の変動額							
資本準備金からその他資本剰余金への振替額	—	△1,841,485	1,841,485	—	—	—	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替額	—	—	△1,203,619	△1,203,619	—	1,203,619	1,203,619
その他利益剰余金から利益準備金への振替額	—	—	—	—	6,832	△6,832	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△68,325	△68,325
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	418,894	418,894
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△1,841,485	637,865	△1,203,619	6,832	1,547,355	1,554,188
平成20年3月31日残高	2,378,700	—	970,989	970,989	6,832	343,735	350,568

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	△71,338	3,278,351	73,771	73,771	3,352,123
事業年度中の変動額					
資本準備金からその他資本剰余金への振替額	—	—	—	—	—
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替額	—	—	—	—	—
その他利益剰余金から利益準備金への振替額	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△68,325	—	—	△68,325
自己株式の取得	△29,626	△29,626	—	—	△29,626
当期純利益	—	418,894	—	—	418,894
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	△171,905	△171,905	△171,905
事業年度中の変動額合計	△29,626	320,941	△171,905	△171,905	149,035
平成20年3月31日残高	△100,964	3,599,293	△98,134	△98,134	3,501,159

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%に達した事業年度の翌事業年度より、取得原価の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

均等償却

(3) 長期前払費用

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社の一部の取締役から役員退職慰労金の辞退の申出があり、前事業年度末に計上しておりました役員退職慰労引当金74,898千円を取り崩すとともに、当該取締役については、当事業年度における引当金の計上は行っておりません。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

＜表示方法の変更＞

(貸借対照表)

前事業年度までに流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「預け金」は、総資産額の100分の1を超えたため区分掲記しております。

なお、前事業年度における「預け金」の金額は、17,152千円であります。

(損益計算書)

前事業年度までに営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業有限責任組合等出資収益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。

なお、前事業年度における「投資事業有限責任組合等出資収益」の金額は、8,833千円であります。

＜貸借対照表関係＞

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,294,549千円

長期金銭債権 17,137,670千円

短期金銭債務 2,074,585千円

長期金銭債務 12,562千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 181,189千円

4. 担保に供している資産

建物 2,633千円

土地 33,202千円

投資有価証券 16,600千円

計 52,435千円

以上は短期借入金3,500,000千円の担保に供しております。

5. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入及び仕入債務等に対するの債務保証を行っております。 3,520,191千円

6. 財務制限条項

平成15年7月9日、平成16年3月25日、平成17年3月25日、平成17年9月28日、平成18年9月25日締結のシンジケートローン契約（平成20年3月31日現在借入残高9,690,000千円）において、下記の財務制限条項が付されております。

① 平成15年7月9日のシンジケートローン

借入人の中間決算期末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、平成15年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額の75パーセントを下回らないこと。

② 平成16年3月25日のシンジケートローン

借入人の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、平成15年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額の75パーセントを下回らないこと。

③ 平成17年3月25日のシンジケートローン

借入人の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、直前の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額又は平成16年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きいほうの75パーセントを下回らないこと。

④ 平成17年9月28日のシンジケートローン

借入人の年度決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額が、平成17年3月期決算期末における連結の貸借対照表における資本の部の金額の75パーセントを下回らないこと。

⑤ 平成18年9月25日のシンジケートローン

借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部（除くその他有価証券評価差額金）の金額を、平成18年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部（除くその他有価証券評価差額金）の金額（但し、平成18年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表については、資本の部（除くその他有価証券評価差額金）の金額に「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」（もしあれば）の合計金額を加えた金額）の75%の金額以上に維持すること。

7. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額	8,600,000千円
借入実行残高	8,500,000千円
差引額	100,000千円

<損益計算書関係>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。	
2. 関係会社に対する売上高	1,115,907千円
3. 関係会社との他営業取引高	28,159千円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	231,976千円

<株主資本等変動計算書関係>

1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	125,465	250,000	—	375,465

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 250,000株

<税効果会計関係>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	3,426千円
賞与引当金	3,078千円
役員退職慰労引当金	1,243千円
投資有価証券評価減否認	602,522千円
その他有価証券評価差額金	46,620千円
貸倒引当金繰入超過額	1,128,590千円
新株予約権取得差益	198,860千円
為替差損	27,666千円
その他	12,114千円
繰延税金資産小計	2,024,121千円
評価性引当額	△2,024,121千円
繰延税金資産合計	—千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	11,557千円
繰延税金負債計	11,557千円
繰延税金負債の純額	11,557千円

<リースにより使用する固定資産関係>

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。

<関連当事者との取引関係>

1. 役員及び個人主要株主

(単位：千円)

属性	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の (被)所有割合	関係内容	取引内容	取引金額	科目	期末 残高
役員 の 近親者	高橋禮子	会社員	4.78%	—	自己株式 の取得(注)	16,575	自己 株式	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が高橋禮子氏より当社自己株式を買取したものであります。買取価格につきましては、平成20年3月12日の証券市場の始値を基準としております。

2. 子会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等（名）	事業上の関係				
子会社	㈱フォードライフ中部	所有 直接 96.25%	1人	資金の貸借	資金の貸付	2,562,861	短期貸付金 (注)1	83,079
					資金の回収	2,975,800		—
					利息の受取	2,861		—
	㈱ホンダカーズ東海	所有 直接 100.00%	5人	資金の貸借	資金の貸付	5,007,940	短期借入金 (注)1	—
					資金の回収	5,601,329		—
					利息の受取	1,766		—
					資金の借入	7,125,666		490,858
				資金の返済	6,634,808	—		
				利息の支払	1,359	—		
	債務保証	仕入債務の保証 借入債務の保証	1,486,177	—				
			1,950,000	—				
	債務保証料	15,600	(注)2	—				
配当金の受取	459,000	—	—					
J-netレンタリース㈱	所有 直接 82.11% 間接 17.34%	2人	資金の貸借	資金の貸付	1,097,679	短期貸付金 (注)1	396,198	
				資金の回収	955,857		—	
				利息の受取	2,670		—	
				資金の借入	311,991		—	
			資金の返済	311,991	—			
利息の支払	174	—	—					
配当金の受取	143,925	—	—					
㈱アーキッシュギヤラリー	所有 間接 100.00%	1人	資金の貸借	資金の貸付	2,080,092	短期貸付金 (注)1	48,838	
				資金の回収	2,142,535		—	
				利息の受取	1,068		—	
				資金の借入	537,166		—	
				資金の返済	537,166		—	
利息の支払	200	—	—					

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等（名）	事業上の関係				
子会社	㈱V T キャピタル	所有 直接 100.00%	3人	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	5,621,455 2,528,479 117,699	長期貸付金 (注)1 —	12,565,404 — —
				有価証券の売買	有価証券の売却	105,350	(注)3	—
	HDアセットマネジメント㈱	所有 間接 99.99%	3人	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	851,915 182,490 8,782	長期貸付金 (注)1 —	966,425 — —
				資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	494,403 397,143 56,643	長期貸付金 (注)1 —	2,205,839 — —
	V T インターナショナル㈱	所有 直接 100.00%	3人	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 資金の借入 資金の返済	1,367,817 1,507,355 1,835 7,011 5,598	— — — 短期借入金 (注)1	— — — 1,412 —
				債務保証	仕入債務の保証	54,859	—	—
	長野日産自動車㈱	所有 間接 100.00%	2人	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	2,300,000 1,700,000 21,068	短期借入金 (注)1 —	1,300,000 — —
				増資	第三者割当増資	200,000	(注)4	—
	三河日産自動車㈱	所有 間接 100.00%	2人	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 資金の借入 資金の返済 利息の支払	295,607 295,607 66 1,762,381 1,704,458 4,488	— — — 短期借入金 (注)1 —	— — — 57,922 — —

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等（名）	事業上の関係				
子会社	㈱シーイーエス	所有 直接 85.00%	1人	資金の貸借	資金の借入 利息の支払	10,000 66	短期借入金 (注)1	10,000 -
	エルシーアイ㈱	所有 直接 100.00%	2人	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	591,432 423,000 7,878	短期貸付金 (注)1	766,432 - -
				債務保証	債務保証	1,999	(注)2	-
					配当金の受取	41,000	-	-
PZモータース㈱	所有 間接 100.00%	3人	資金の貸借	資金の貸付 利息の受取	200,000 14,945	長期貸付金 (注)1	1,400,000 -	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社各社との間で発生する資金の貸借につきましては、市場金利を勘案しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注) 2. 金融機関からの借入に対する連帯債務保証であり年率0.5%の保証料を受領しております。
- (注) 3. 子会社との時価のない有価証券の売買につきましては外部で株価の算定を行い、その算定結果をもとに取引を行っております。
- (注) 4. 当社がVTインターナショナル㈱の行った第三者割当増資を1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (注) 5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

< 1株当たり情報関係 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 103円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円27銭 |

< 重要な後発事象関係 >

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月26日

V Tホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小島興一 ⑩
業務執行社員
代表社員 公認会計士 後藤久貴 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月26日

V Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人東海会計社

代表社員 公認会計士 小島興一 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 後藤久貴 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、VTホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役が行った監査の内容および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等にしがいがい、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款にしたがいがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年5月27日

VTホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	工藤吉之助	㊟
常勤監査役	東谷栄治	㊟
監査役	柴田和範	㊟
監査役	鹿倉祐一	㊟

(注) 監査役柴田和範および鹿倉祐一は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

現任取締役高橋一穂、伊藤誠英、山内一郎、加藤和彦、堀直樹の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	高橋一穂 (昭和28年1月18日)	昭和58年3月 旧(株)ホンダベルノ東海設立 代表取締役社長就任 平成9年1月 (株)ホンダオートセールス代表取締役 就任 平成9年4月 当社代表取締役社長就任(現任) (他の法人等の代表状況) V Tインターナショナル(株) 代表取締役社長 エルシーアイ(株) 代表取締役社長	1,619,600株
2	伊藤誠英 (昭和35年9月27日)	平成8年10月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 当社総務部長就任 平成10年6月 当社取締役総務部長就任 平成11年6月 当社常務取締役就任(現任) 平成15年4月 当社経営戦略本部長(現任) (他の法人等の代表状況) (株)トラスト 代表取締役社長 (株)V Tキャピタル 代表取締役社長	134,450株
3	山内一郎 (昭和34年6月27日)	平成11年1月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 当社経理部長 平成15年4月 当社管理部長 平成15年6月 当社取締役就任 平成18年6月 J - n e t レンタリース(株) 代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 当社取締役管理部長就任(現任) (他の法人等の代表状況) J - n e t レンタリース(株) 代表取締役社長	22,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	加藤和彦 (昭和30年11月2日)	平成13年8月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 平成14年3月 (株)ブイティ・キャピタル (現(株)VTキャピタル) 転籍 平成16年4月 静岡日産自動車(株) 代表取締役副社長就任 平成17年4月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成18年6月 当社取締役就任 (現任) (他の法人等の代表状況) 静岡日産自動車(株) 代表取締役社長	14,800株
5	堀直樹 (昭和39年3月30日)	平成8年7月 旧(株)ホンダベルノ東海入社 平成12年10月 当社住宅事業部長 平成15年4月 当社新規事業部長 平成16年6月 (株)ホンダベルノ東海 同社取締役就任 平成16年8月 同社代表取締役社長就任 平成18年6月 当社取締役就任 (現任) 平成18年8月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役副社長就任 平成19年6月 (株)ヤマシナ 代表取締役社長就任 (現任) 平成19年6月 当社コンプライアンス推進部長 (現任) (他の法人等の代表状況) (株)ヤマシナ 代表取締役社長	61,700株

- (注) 1. 当社(旧株式会社ホンダオートセールス)は、平成9年4月1日付をもって旧株式会社ホンダベルノ東海を吸収合併いたしました。
2. 取締役候補者高橋一徳氏は、VTインターナショナル株式会社、エルシーアイ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社はそれぞれの会社との間で金銭貸付その他の取引を行っております。
3. 取締役候補者伊藤誠英氏は、株式会社VTキャピタルの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間で金銭貸付その他の取引を行っております。
4. 取締役候補者山内一郎氏は、J-net レンタリース株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間で金銭貸付その他の取引を行っております。
5. 取締役候補者加藤和彦、堀直樹の両氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役東谷栄治、鹿倉祐一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、工藤吉之助、柴田和範の両氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	工藤吉之助 (昭和15年5月23日)	昭和47年8月 本田技研工業㈱入社 平成13年4月 ㈱オリックスレンタカー中部顧問 就任 平成13年10月 当社仮監査役就任 平成14年6月 当社常勤監査役就任(現任)	1,600株
2	東谷栄治 (昭和24年4月18日)	昭和48年4月 株式会社東海銀行入社 平成3年4月 株式会社東海総合研究所出向 平成11年10月 東新住建株式会社入社 平成16年4月 当社入社 平成16年4月 当社内部監査室長 平成16年6月 当社常勤監査役就任(現任)	2,700株
3	柴田和範 (昭和31年6月22日)	昭和58年3月 公認会計士登録 昭和61年4月 公認会計士事務所開設 平成14年6月 当社監査役就任(現任)	一株
4	鹿倉祐一 (昭和42年5月28日)	平成10年4月 名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会) 登録 平成14年10月 法律事務所開設 平成19年6月 当社監査役就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 柴田和範、鹿倉祐一の両氏は社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての独立性について
 (1) 柴田和範氏は、公認会計士として幅広い知識と見識をもち当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の業務執行者から独立した立場で当社経営に対して的確な助言、監督等を適切に行っていただけるものと判断しております。
 (2) 鹿倉祐一氏は、弁護士として幅広い知識と見識をもち当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任をお願いするものであります。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社の業務執行者から独立した立場で当社経営に対して的確な助言、監督等を適切に行っていただけるものと判断しております。
 (3) 柴田和範、鹿倉祐一の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任の年数は、本総会終結の時をもって、柴田和範氏は6年、鹿倉祐一氏は1年であります。
 (4) 柴田和範、鹿倉祐一の両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 (5) 柴田和範、鹿倉祐一の両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

第3号議案 当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の取締役に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権25,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,500,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数(以下に定義される。)が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月1日から平成25年6月30日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ⑥ 新株予約権の取得条項
以下のi、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑦ 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - viii 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

<ご参考>

当社は、当社取締役高橋一穂、伊藤誠英、山内一郎に対し、平成16年6月30日付でストックオプションとしての新株予約権5,000個を発行していましたが、当該新株予約権はすべて新株予約権者により放棄されております。

第4号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

(提案の理由)

当社は、取締役について、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

会社法（平成17年法律第86号）上、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権が、取締役の報酬等に該当することから、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績、及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は0名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役は0名）となります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬額は平成18年6月29日開催の第24期定時株主総会において、年額180百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものとします。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間の年額90百万円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 25,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

当社普通株式2,500,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割もしくは株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行もしくは自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）又は他の種類株式の普通株主への無償割当てもしくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間
割当日から1年を経過した日より4年以内で当社取締役会が定める期間とする。
 - (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
3. 上記取締役の報酬等の額及び具体的な内容には、使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものとしたたく存じます。

以 上

